

**江戸川区議会議員**

きむらながと

木村 長人**無所属クラブ 区議会レポート****無所属****第 24 号**

発行・連絡先 / 無所属クラブ (木村長人)
〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202
TEL/FAX 03-5675-5690
E-mail knagato@mu.j.biglobe.ne.jp
URL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

予算特別委員会にて 24 年度予算を審議

私は、2012 年第 1 回定例会の予算特別委員会の委員に選任され、8 日間にわたる予算審議に臨みました。8 日間の審議を通して、私は 14 個のテーマにわたる課題を取り上げました。委員それぞれの持ち時間の制限がある中では、これ以上のテーマを取り上げることは困難でした。

すべての議論をここに掲載することはできません。そこで、まず 8 日間の議論全体をまとめている、自身の「総括意見」を最初に掲載いたします。その次に、多少の重複は生じますが、今回の全審議の中でも特に重要と思われた 2 つの議論を、抄録の形で掲載したいと思います。

なお、議事録はまだ作成されておらず、自分の記憶をたどっていますので、多少、言葉の齟齬（そご）があるかもしれません。ご容赦下さい。しかし、議論の趣旨はおおむね忠実に伝えられているはずです。

予算特別委員会レポート / 2012 年第 1 回定例会

平成 24 年度予算についての総括意見

平成 24 年度の予算審議の締め括りにあたり、無所属クラブの総括意見を申し上げます。

2008 年の世界的金融危機や昨年 of 東日本大震災など度重なる負の要因に見舞われ、大変厳しい状況下にある我が国の経済は、区の財政にもマイナスの影響を及ぼしております。一般会計予算歳入の中でも 2 割を占める、貴重な自主財源である

特別区税は中長期的な減少傾向が予想されています。

こうした厳しい財政の下で編成された次年度の予算は、区民サービスの激変緩和を避けるため、過去3年間と同様、基金からの繰り入れを予定しており、約140億円を充当することで前年度比マイナス幅を小さく抑えたものと理解しています。

厳しい見通しの中、いくつかの事業を廃止または代替事業へと移行させんとするスタンスには、同じ自治体運営の責任の一端を担う立場からも賛同するところです。福祉やセーフティネットはあるにこしたことはありません。しかし、今日のセーフティネットを確保するため借金をし、見えない明日へ赤字を先送りすることは、明後日の破綻へとつながります。以上の視点から、次年度の一般会計・各特別会計の予算案に、総体として賛意を示すものです。しかし、具体的な個別施策については、7日間の審議の中でも明らかにしたとおり、改善していただきたい点が多々あります。以下、後期の基本計画も意識しながら、審議してまいりました事柄について意見を申し上げます。

最初に、区政の要である行政運営について申し上げます。

まず、行政委員の報酬についてです。昨年末、滋賀の行政委員の月額報酬の適否をめぐる裁判で注目を集めた問題ですが、今一度、我が区の行政委員の報酬のあり方についても再考するチャンスだと考えます。原告敗訴で終結した裁判ですが、重要であったと思われるのは、行政委員とその報酬という全国の自治体が抱える重要課題についてあらためて議論される機会が提供されたことです。一部で



言われる極端に低い報酬の導入は、平日日中に行われ、訴訟追行の責任を背負う業務、しかも専門的知見を持つ有能な人材確保が望まれる業務において、かえって人材の質の低下という別の課題を生むため、賛同はできません。しかし、そのことは必ずしも、現行の区の行政委員の報酬水準が適切だということも意味しません。現在の区の行政委員の報酬水準は有権者の目から見れば、まだ高いのではないかと考えます。さらなる議論と目に見える改善を望むものです。

次に、議会発議によって成立した条例と執行権を握る行政のスタンスの問題について述べます。昨今、地方議員向けの政策法務や条例提案権を問う議論がさかに行われております。江戸川区議会においてもその条例提案権を実行すべく、政策条例としては区議会初となる「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨て防止等に関する条例」が成立しました。罰則規定はないものの、区議会は大きな一歩を踏み出したものと考えます。この条例は、長年、行政が続けてきた「環境をよくする運動」をさらに強固にするはずで

しかし、せっかくできた条例ではありますが、広報のあり方などをみまると、議会と執行部との間の微妙な温度差を感じざるを得ません。問題はおそらくポイ捨て防止をめぐる方法論の違いという単純なものばかりではなく、議会がまとまってしまえば拒否権も発動できない首長と、一方で、政策条例はできたけれどそもそも予算編成も職員配置もできない議会という、地方自治法の間隙から生じる相互の不満

がその底流にはありそうです。

しかし、区民にとっては首長提案の条例も議会提案の条例も成立してしまえば同じ効力を持つ条例です。今後、第二、第三の発議案が提案され、成立しないとは限りません。自治法上の課題はあるものの、一つの条例が成立した以上、お互い施策遂行に協力していくことを強く訴えるものです。

情報政策について申し上げます。全国的にみても非常に先進的な、地域情報プラットフォームに基づく e-SHIP の取り組みを進める我が区ですが、内部情報系システムの整備も完了し、開始から 8 年目にかかる今、第三者評価の実施とワンストップサービスの実践が必要な時期を迎えています。第三者評価については、ICT の最先端技術を有する事業者でありつつ、これまでの e-SHIP 整備に直接かかわっていない者であることが望まれます。また、窓口での手続きがよりワンストップで完結していく方向に少しでも近づいていくことを強く望みます。

続いて、福祉についてです。

次年度から第 5 期介護保険事業計画が開始されますが、サービス利用者の介護度の重度化の傾向が指摘される中、介護老人福祉施設をめぐる待機者の課題について、都や各事業者と協力しながら総合的に取り組むことを要望します。

また、障害者自立支援法により障害者施策の実施主体が区市町村に一元化された今、障害者通所施設における医療的ケア実施のための人的技術力の向上と施設整備を強く求めます。

次に、区民生活とまちづくりです。

まず、タワーホール船堀の維持補修については、他の公共施設とは差別化した、いわゆるバンケットルームにふさわしい早めの修繕を期待します。また、産業ナビについては、登録事業者数の増加によりデータベースを充実化させ、産業データベースにふさわしい業種別のカテゴリ検索を設けるなど、コンテンツのさらなる工夫を求めます。

新左近川マリーナの維持補修費についてです。現在でも利用料を払い、有効な契約の中で船を停泊させ、使用している人がいます。それにもかかわらず、過去 4 年間同様、次年度も浚渫の予算計上がなされていません。マリーナ存廃の議論は別にしても、管理者としては、正当な利用者に対する管理上の債務不履行があってはけません。適切な対応を強く望みます。



最後に、教育について申し上げます。

情報機器の普及がますます進展する中で、学校裏サイトの問題はさらに増え続けています。情報機器に疎い教職員への研修を深めることと、子どもたちにメディアリテラシーと倫理の問題について考える機会を増やすよう要望します。

また、福島へのウィンタースクールを実施した学校において、悩みつつ不参加を決めた子どもへの対応については、学習機会の保障や欠席の取り扱いの考え方について特段の配慮を促す通知を各校に出されるよう求めます。同様に、弁当・水筒の

持ち込みの認可についても、その選択権の周知徹底のため、学校長から保護者にそうした選択が可能であるという通知を促す通知を学校長に出されるよう強く求めるものです。

以上、特に重要と思われる施策の諸課題についてのみ申し上げました。来年度予算の実施にあたりましては、我が会派の意図する改善策を考慮されるよう要望し、無所属クラブの総括意見といたします。



予算特別委員会レポート / 2012年第1回定例会

行政委員の報酬を考え直す

木村 昨年末、滋賀の選挙管理委員の月額報酬の適否をめぐる裁判に関する最終審の判決が出されました。一審、二審では高額な月額報酬の支払いが違法とされました。しかし、最高裁における最終審では「業務の性質に応じて判断し、自治体の裁量に委ねられる」（朝日新聞）とされました。

原告敗訴で終結した裁判ですが、重要であったと思われるのは、行政委員とその報酬という全国の自治体が抱える重要課題について、あらためて議論される機会が提供されたということです。この間の国民的議論がさまざまな影響を与え、各地の自治体で行政委員の報酬制度のあり方について考えるきっかけが提供されたと考えています。

まず、この判決の事例を受け、江戸川区の選挙管理委員会としてどのように考え、あるいは議論されたのか、伺いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 「月額報酬が違法とは言えない」とした最終審の判断のポイントは3つあったと思う。

第一に、月額報酬にするか日額報酬にするかは自治体（または議会）の裁量に委ねられているということ。第二に、行政委員会は首長とは別に独立した執行権を持つという立場であり、専門知識が必要とされ、さらに訴訟を起こされた場合には首長に代わって訴訟を受ける立場にあるなど重責を担っており、こうした人材の質の確保には相応の報酬が必要とされるということ。第三に、実際の登庁日以外にも関係団体の総会への出席や選挙時の緊急事態への対応や不定期な選挙への対応も求められるなど、数字以外の労務も背負っていること。

選挙管理委員会では、この裁判の報告を行い、内容を吟味の上、区選挙管理委員

会での報酬についての見直しは必要ないと判断したところである。

木村 最高裁の判断については、その「主文」に続く「理由」を精読すると、感情論とは別の冷静な議論が組み立てられていると思われ、賛同するところです。私は極端に低額の報酬や日当制にせよという議論に組みするつもりはありません。

極端に低い報酬の導入は、平日日中に行われ、また訴訟追行の責任（選管の委員長などが開票結果をめぐる訴えられ裁判を背負う事例など）を背負う業務、しかも専門的知見を持つ有能な人材確保が望まれる業務において、かえって人材の質の低下という別の課題を生むため、賛同できません。行政委員会が、不労所得のある資産家や、引退したお金と時間に余裕のある人ばかりの集合体になっては困ります。私は、若くて、かつ有能な専門的知見を持った多様な方々に集まってほしいと考えています。低額報酬は多少の節税効果や公務員・政治家憎しの感情は満足させることはできても、人材確保での問題を新たに生みます。



しかし、こう述べたからと言って、それは現行の区の行政委員の報酬水準が適切だということも全く意味はしません。私は、現在の区の行政委員の報酬水準は有権者の目から見れば、まだ高いのではないかと考えます。特別職という身分にある自分たちのことを棚に上げて議論するのは憚られますから、そんなつもりで申し上げるではありません。

私が申し上げたいのは、時代は変わりつつあり、有権者の目も変わりつつあるということです。今の区の行政委員の月の報酬額（給与）は額面で次のようになります。教育委員長 31 万円、教育委員 25 万円、選管委員長 28 万円、選管委員 22 万円、常勤監査委員 63 万円、非常勤代表監査委員 34 万円。

これがはたして適切なのでしょうか。十分議論の余地があると思いますが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 現在のところ、区の選挙管理委員の報酬水準は適切なものと考えている。しかし、議論は続けていく。

木村 ぜひ議論を続け、目に見える形で改善していただきたいと思います。

われわれ議員や区長などの特別職の報酬（給与）の話を最後にします。特別職の報酬（給与）は特別職報酬等審議会（以下、報酬審議会）で議論されて決まっています。手続き上はそういう仕組みです。しかし、報酬審議会の存在をもってして「報酬審議会が決めることですから」と、治外法権のように語るとしたら、少し卑怯な気がします。本気になってこちらから提案すれば、変わるでしょうし、また実際、われわれ特別職の給与も大いに議論される余地はあると思います。

私だって、自分の報酬は高いほうが嬉しいです。でも、われわれ自身も考えていかなければならない時代になったのだと思います。変えようとしなから、日当制といった極端な、普通の人なら生活も成り立たないような極端な主張が世間で出てきてしまうのです。

持ち時間もありませんし、行政委員の費目から外れるので、この程度に留めます。



予算特別委員会レポート / 2012年第1回定例会

議会発議のポイ捨て防止条例施行で見えてきた二元代表制の課題

木村 議会発議によるポイ捨て防止条例をめぐる取り組みについてお尋ねします。地方自治と二元代表制のあり方という、少し大きな話にも言及いたします。

昨年は震災の影響で「環境フェア」は中止になりましたが、「環境をよくする運動」は、開催が6月から12月になったものの、例年のように文化センターで開かれました。その再上映されたビデオの中でもポイ捨て防止条例に関するPRがあったことは好ましく思っています。また、「環境をよくする運動」とは別に、駅前広場での「歩きたばこ・ポイ捨て防止PR活動」も区全体で10回以上行われており、地道な取り組みを評価しています。

さて、議会発議のポイ捨て防止条例が施行されました。それを受けて、年始には、区内のたばこ組合、日本たばこ産業の協力を得、全議員が条例施行告知のキャンペーンを区内の各駅頭にて行いました。その際、ベストや旗を区の環境部からお借りしました。また、駅のシールや看板の「マナー」とある文言に「条例」というシールを張りかえるといった対応もしてもらいました。

先ほど、同僚議員から「『広報えどがわ』でポイ捨て防止条例について周知することはしてもらえないのか」という質問がありました。それに対して、「検討します」という答えがありました。具体的に伺いたいと思いますが、その「検討します」とは、「掲載する方向できちんと検討する」という意味なのか、それともそうではないのか、ということなのでしょう。

環境推進課長 (困惑した表情で) 条例周知に関する状況を十二分に見極めながら、検討してまいりたいと考えている。

木村 課長としては答えにいであろうことを承知の上で、あえてお尋ねしました。分かりにくい答えでしたが、課長にこの質問を追及するのをよししましょう。むしろ、区長にお尋ねしたほうがよいのでしょうか。

区長の率直な考えを伺いたいと思います。私の考えも改めて述べます。

ポイ捨て防止条例については、まだ「広報えどがわ」では取り上げられていません。議会発議でせつかくできたポイ捨て防止条例ではありますが、そうした広報のあり方などをみると、議会と執行部との間の微妙な温度差を感じざるを得ません。問題はおそらくポイ捨て防止をめぐる方法論の違い、つまり<条例ではなく「環境をよくする運動」で取り組むべきという区長の考え>と<条例化を図って取り組む



べきという議会の考え>という相違、といった単純なものばかりではなく、もっと根本的な、地方自治における二代表制の陥穽（かんせい）の課題があるのだと思います。



つまり、議会がまとまってしまうと議決権を持たぬゆえ拒否権も発動できない首長と、一方で、政策条例はできたけれどもそもそも予算編成権も執行権も持っていないため職員配置もできない議会という、地方自治法の間隙から生じる相互の不満がその底流にはあるのだと思います。

憲法（93条）で

は二代表制と規定しながら、自治法上では首長に極端に権限を集中させる一方で（149条関係）、議会に限定的な条例制定権を認めながら予算編成権は付えない（96条関係）といった、時代の趨勢に全く対応しきれていない地方自治法に根本的な問題があります。

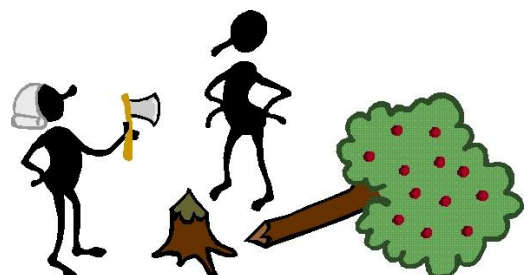
地方議員の政策法務だの条例制定権だのと楽観的な言葉が地方議会関係者の間でもてはやされていますが、私個人はとても悲観的に考えていて、乱暴な言い方をすれば、現行の地方自治法の下では、議会にも「付与」されているという条例制定権なるものは機能しない権限だと考えています。

話をポイ捨て条例に戻します。区民にとっては首長提案の条例であっても議会提案の条例であっても、成立してしまえば同じ効力を持つ条例であることには変わりはありません。議会も行政も関係なく、オール江戸川で取り組まねばならない課題です。今後、議会がますます積極的になっていけば、第二、第三の議会発議の条例案が提出され、成立しないとは限りません。

地方自治法の問題点についても述べましたが、区長は議会発議によるポイ捨て条例をめぐる取り組みについてどのように考えているのか、率直なお考えを聞かせてください。

区長 確かに、言及されたような自治法上の課題があるのだと思う。議会と行政のあり方も変わりつつあると思うし、これまで想定されていなかったことが求められようとしているのだと思う。

ポイ捨ての問題など人のモラルを問う課題に



については、私は、区としてこれまで長年にわたり続けてきた「環境をよくする運動」で取り組むことがよりふさわしいと考えている。確かに、そこに議会との相違はある。しかし、ポイ捨て条例が成立した以上、それを否定するものではない。区として必要な協力をするつもりでいる。

木村 自治法上の課題については、ここで追及しても仕方ありませんので、この程度に留めます。

大切なのは、ポイ捨て防止条例という一つの条例が成立した以上、議会も行政もお互いに協力して、施策遂行していかなければならない、ということです。以上で終わります。



木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964年（昭和39年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府修士課程 修了
- 東京大学大学院学際情報学府博士課程 中退
- 東京大学大学院教育学研究科学学校教育高度化副専攻 修了
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、4期目）
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
- 江戸川区空手道連盟 常任顧問
- 江戸川トライアスロン連合 副会長
- 日本バトントワリング協会 理事

— 議会での役職 —

- 福祉健康委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。